

## 設計内訳書にスクラップ評価額が計上されている場合の取扱いについて

設計内訳書において、一般管理費等の直下に「スクラップ評価額」の計上のある場合は、下記の積算体系及び運用となりますので、ご注意ください。

ただし、個別案件につき、公告条件に別の運用の提示がある場合は、それによるものとします。

1. 「スクラップ評価額」は、従来直接工事費からマイナス計上していたものを、工事原価算定後に計上しております。

入札時に提出する内訳書においては、一般管理費等の直後「スクラップ評価額」の項に、相当額をマイナス計上してください。

2. 最低制限価格の算定については、「スクラップ評価額」は「直接工事費」に含むものとします。

「算定式の直接工事費」＝「設計内訳書の直接工事費計」＋「スクラップ評価額」